

新潟県交通災害共済事業改善計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

新潟県市町村総合事務組合

新潟県交通災害共済事業改善計画

<はじめに>

新潟県交通災害事業は、昭和 43 年に新潟県市長会、町村会が中心となって始めた事業で、県民が交通事故による災害を受けた場合に、見舞金を受け取ることができる住民生活の安定と福祉の増進を目的とした制度です。

それまで多くの市町村が単独で交通災害共済事業を実施していましたが、県内の全市町村で事業を共同処理した方が効率的でメリットが大きいことから、一部事務組合を設立し共同処理事務を開始しました。

少額の会費で交通事故被災者を助けあうための制度設計として、各市町村に市町村事務所を設け、市町村長を事務所長と、それぞれの市町村担当課の職員を事務所職員と位置づけて事務を行い、会員募集に際しては、自治会・町内会から御協力をいただき、指定金融機関をはじめとする県内の金融機関からは無償で会費収納等の事務を行っていただくことで事業を継続してまいりました。

しかしながら、事業発足当時から 57 年を経て、少子高齢化、人口の減少、IT 環境の進化、個人情報保護をはじめとするコンプライアンス意識の高まりなど、この事業を取り巻く社会経済情勢は一変しました。

各自治体にあっては行財政環境が一層厳しさを増す中で、住民ニーズは高度化・多様化しており、自治会・町内会にあっては社会環境の変化による担い手不足、高齢化などによる組織基盤の弱体化など課題が山積しています。また、金融機関においては、人口減少やデジタル化の進展に伴う事業環境の変化に対応しつつ、店舗の統廃合などを進めています。

新潟県交通災害共済事業は、このような社会経済情勢等を踏まえ、事業改善計画を策定し、継続的に事業の改善を図るとともに、諸般の課題や多様な住民ニーズに対応できる持続可能な事業を目指してまいります。

なお、本計画の取組内容については、社会経済情勢の変化や法令改正等を踏まえ、適宜補完しながら、時代の変化に対応できる事業の展開を図ってまいります。

<計画期間>

令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とします。

<計画の進め方>

事業改善計画の取組項目については、組合事務局はもとより、各市町村事務所と連携を図りながら、実現に向けた取組を進めてまいります。

また、取組項目を補完するため、各市町村事務所からの意見を聴取するなど、さらなる改善に努めてまいります。

<進捗状況の公表>

毎年度、事業改善計画の取組項目の実施状況や成果などをまとめ、各市町村事務所に対し通知するとともに当組合ホームページ上で公表し、その透明性の確保に努めます。

<取組内容一覧>

- 1 インターネット加入申込み導入事業
- 2 加入申込書様式統一事業
- 3 加入申込書等配布事業
- 4 加入申込方法の変更等事業
- 5 市町村事務交付金基準及び報償費交付基準の改正

<表の見方>

① 1

② 事業名						③ 実施年度		
④ 所管								
⑤ 取組内容								
⑥ 効果・目標								
⑦取組項目	～R6	R7	R8	R9	R10	R11		
	→	—————→						
		⑧				% (円…等)		
		⑨				% (円…等)		

- ①「項目番号」
 - ・事業名ごとに通し番号として付しています。
- ②「事業名」
 - ・事業改善として、取り組む事業名を明記しています。
- ③「実施年度」
 - ・事業を実施する年度を明記しています。
- ④「所管」
 - ・事業を所管するところを明記しています。
- ⑤「取組内容」
 - ・事業改善の内容を明記しています。
- ⑥「効果・目標」
 - ・取組内容を実施することによる効果又は目指すべき目標を明記しています。
- ⑦「取組項目」
 - ・取組内容を実施するための具体的な取組を明記しています。
- ⑧「 」
 - ・現状の状況、数値等を明記しています。
- ⑨「 」
 - ・目標年度における数値目標を明記しています。

<取組内容>

1

事業名	インターネット加入申込み導入事業			実施年度	令和7年度～	
所管	新潟県市町村総合事務組合事務局					
取組内容	加入方法としてインターネットによる加入申込み及び会費のオンライン決済を可能とする。					
効果・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上 ・市町村事務所の事務負担軽減 ・収納代理金融機関における事務負担、手数料軽減 					
取組項目	～R6	R7	R8	R9	R10	R11
導入事業	決定	導入				
利用促進事業	決定	実施	随時変更	→		
				インターネット加入者割合見込（初年度）		8%
				最終計画年度の目標		20%

2

事業名	加入申込書様式統一事業			実施年度	令和7年度～	
所管	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県市町村総合事務組合事務局 ・各市町村事務所 					
取組内容	加入申込書を手書き様式に一本化する。					
効果・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・加入申込書配布時の個人情報漏えい等のリスク回避 ・印刷発注の簡素化 ・スケールメリットを生かした発注経費節減 ・郵送経費交付金減 					
取組項目	～R6	R7	R8	R9	R10	R11
事務局方針決定等	→	決定	随時調整	→		
市町村事務所取扱変更	→	随時	→			
				R6年度の様式数		10様式
				最終計画年度の目標		1様式

3

事業名	加入申込書等配布事業			実施年度	令和7年度～	
所管	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県市町村総合事務組合事務局 ・各市町村事務所 					
取組内容	加入申込書等の配布を事務局が外部委託し、全戸配布を行う。					
効果・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村事務所における仕分け、封入等の負担削減 ・町内会等の配布負担の削減 ・報償費、交付金経費減 					
取組項目	～R6	R7	R8	R9	R10	R11
事務局方針決定等	→	決定	随時調整	→		
市町村事務所取扱変更	→	随時	→			
				R6年度の町内会等による配布戸数		742,549戸
				最終計画年度の目標同戸数		0戸

事業名	加入申込方法の変更等事業				実施年度	令和7年度～
所管	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県市町村総合事務組合事務局 各市町村事務所 					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 加入申込方法における町内会・自治会等経由での申込みを廃止する。 市町村における窓口収納を全市町村事務所で行う。 					
効果・目標	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等の負担をなくす。 加入申込時の個人情報漏えい等のリスク回避 会費集金に係る紛失、盗難等のリスク回避 報償費、交付金経費減 各市町村事務所の町内会関係事務、報償費交付事務等の削減 					
取組項目	～R6	R7	R8	R9	R10	R11
事務局方針決定等	→	決定	随時調整	→		
市町村事務所取扱変更	→	随時	→			
	R6年度の取りまとめ町内会数				7,908 町内会	
	最終計画年度の目標同町内会数				0 町内会	
	R6年度の窓口収納市町村数				25 市町村	
	最終計画年度の目標同市町村数				30 市町村	

事業名	市町村事務交付金基準及び報償費交付基準の改正				実施年度	令和7年度～
所管	新潟県市町村総合事務組合事務局					
取組内容	本計画の進捗状況及び加入者数の変化等に伴い、随時基準の改正を行う。					
効果・目標	<ul style="list-style-type: none"> 予算規模に即した交付基準とすることで当該年度の収支バランスを改善する。 報償費、交付金経費減 					
取組項目	～R6	R7	R8	R9	R10	R11
事務局による基準改正	→	随時改正	→			
	R7年度予算における会費収入及び財産収入の合計額とコア事業費(※)の収支バランス				会費収入 財産収入 } < コア事業費	
	R12年度予算における同収支バランス				会費収入 財産収入 } ≒ コア事業費	

※コア事業費とは、共済見舞金、市町村交付金、通信運搬費、各種手数料、印刷広告費等交通災害共済事業の中核的運営に要する経費をいう。